

一般社団法人日本認知・行動療法学会認定認知行動療法スーパーバイザー

認定規程

第一条 一般社団法人日本認知・行動療法学会（以下、「本学会」という。）学会認定認知行動療法スーパーバイザー認定規程は、本規程の定めるところによる

第二条 審査は、スーパーバイザーとして認知行動療法師を指導するに必要な知識、技能等について行う。

第三条 スーパーバイザー認定を申請しようとする者は、次の各項目に該当しなければならない。

- 一 認知行動療法師を取得後、5年以上を経過し、1回以上更新を受けている者
- 二 本学会が定めたスーパービジョンに関する研修を修了している者

第四条 スーパーバイザー認定を申請しようとする者は、所定の申請書、SV 経歴（スーパービジョンを行った経験）の証明書等に審査料を添えて資格認定委員会宛に申請する。

第五条 前条の規定にかかわらず、認知行動療法師資格創設後 3 年の間は移行措置として本学会が指定するトレーニングガイドラインのレベルを証明できる業績が存在し、かつ認知行動療法について十分な臨床実績があることが証明できる書類としてケースレポート（刊行済みのものも可とする）を 2 編以上提出する場合は、スーパーバイザー認定を申請できるものとする。ただし、専門行動療法士であればケースレポートの提出は不要とする。

第六条 資格審査は、書類審査および面接試験により行う。

第七条 認定料は細則にて定めるものとする。

第八条 認定を受けた者は、本学会の認知行動療法スーパーバイザー名簿に登録される。登録された者には認定証を交付する。認定証の有効期限は 5 年とし、別に定める手続きを経て更新することができる。

第九条 本規程の改定は、理事会の承認を得るものとする。

学会認定認知行動療法スーパーバイザー

認定規程細則

第一条 一般社団法人日本認知・行動療法学会 学会認定認知行動療法スーパーバイザー
認定規程に基づき、本細則を定める。

第二条 スーパーバイザー規定第四条にて定める基準は以下の通りである。

A 領域：認知・行動療法に関する著作

- ・著書：単著・共著は問わない。分担執筆の場合は、担当箇所のみを業績とする。編集、監修は含まない
- ・論文：単著・共著・査読の有無は問わない。ただし連名著者は、第二著者、責任著者 (corresponding author)、最終著者 (last author) のみ認める。

B 領域：認知・行動療法に関する学会発表

- ・本学会が主催する研修会の講師
- ・本学会大会における教育講演、シンポジウム、事例発表
- ・関連学会が主催する教育講演、シンポジウム、事例発表、研修会講師

C 領域：大学・大学院での教育経験

D 領域：国際的なセラピストの資格

Academy of Cognitive therapy 等をはじめとした国際的に認められた治療者資格を有する者については、その領域において業績とすることを認める。

第三条 スーパーバイザー規定第五条にて定める書類は

- 一 申請書
 - 二 スーパーバイザー研修証明書
 - 三 スーパーバイザーからのフィードバック
- とする。

第四条 スーパーバイザー認定の有効期限は5年とし、更新ができる。

第五条 本学会はスーパーバイザーの継続的な研鑽を目的とした研修の機会として、スーパーバイザー研修会とスーパーバイザー連絡会議を年に1回以上開催する。

第六条 認定を更新する者は、所定の申請書、証明書等を添えて、資格認定委員会宛に申請する。

- 一 資格認定委員会における更新の審査は、原則的には書類審査により実施され、理事会の議を経て決定される。
 - 二 更新申請者は更新希望日から起算して過去5年間において、以下のイを含む三単位以上の研修を受けていることを原則とする。
- イ 本学会の主催するスーパーバイザーのための研修会

- ロ 本学会が主催して行われるスーパーバイザー連絡会議への参加
- ハ 他団体が主催するスーパーバイザーのための研修会のうち本学会が認定した科目
- ニ 学会発表、研究論文等の業績

第七条 資格更新

- 一 海外留学、病気などやむをえない事情がある場合は、更新申請者の願い出により、更新を1年間猶予することができる。その場合、猶予された年数あたり3,000円を、次回更新時の登録料に加算する。
- 二 認定スーパーバイザーを持つ者のうち、本学会に対して著しい功があったと認められた者に関しては、理事会の議を経て更新手続きを省くことができる。

第八条 認定規定第六条にて定めるスーパーバイザーの登録料は20,000円とする。

第九条 本規程の改定は、理事会の承認を得るものとする。